

第5 政治資金の規正

1 政治団体

(1) 「政治団体」とは（規正法第三条第一項）

次に掲げる団体をいう。

- ① 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ② 特定の公職の候補者（公選法第八六条の規定により候補者として届出があった者、同法第八六条の二若しくは第八六条の三の規定による届出により候補者となつた者又は同法第八六条の四の規定により候補者として届出があつた者をいい、当該候補者となるうとする者及び同法第二条に規定する公職にある者を含む。以下同じ。）を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体

「候補者となるうとする者」とは、みずから立候補する意思を表明している者又は必ずしも本人の立候補の意思表明がなくても、その者の行動等から観察して、客観的に立候補の意思を有していると認められる者をいう。

「本来の目的」とは、組織の唯一又は主要な目的であることをいい、一般的には綱領、規約等に明記されているところによって外見的にも明らかな目的をいう。

- ③ ①及び②に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
- ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

「その主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体」とは、外見的には、文化団体、労働団体あるいは経済団体のことく、外見上は政治目的以外の目的を掲げている団体であっても、事実上ア及びイに掲げる活動が、その団体活動の主たる部分を占めており、かつその活動が組織的、継続的である団体をいう。

(2) 「政党」とは（規正法第三条第二項・第三項）

政治団体のうち、次の①か②のいずれかに該当するものをいう。

① 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの

② 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の一以上であるもの

ただし、他の政党（規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により政党である旨の届出をしたものに限る。）に所属している衆議院議員又は参議院議員が所属している政治団体は、政党には該当しない。

他の政党に所属している衆議院議員又は参議院議員が所属している政治団体について、政党と認めないこととしたのは、そのような団体まで政党の資格を認めることとすると、いわゆる超党派的政党を認めることとなり、著しく不合理であるのみならず、人為的に多数の政党をつくることが可能となり、政治資金の規正を通じて政党の近代化、組織化を図るという基本的な考え方と矛盾することとなるからである。

(3) 政治団体とみなされるもの（規正法第五条第一項）

次に掲げる団体は、本来の政治団体ではないが、これを政治団体とみなすことが合理的かつ現実的であるとの考え方から、規正法の規定が適用される。

① 政策研究団体（政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主

宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの)

政策研究団体は、政治上の主義・施策の研究を目的としながらも、通常、政治活動を行つたり、政治資金の収集活動を行つてゐるような団体であり、俗に「派閥」といわれてゐるもののが含まれる。なお、このような目的を掲げてゐる団体であつても、衆議院議員又は参議院議員が関与していないものはここでいうところの「政策研究団体」に該当しない。

「主宰する」とは、当該団体の中心となつて団体の運営について実質的な支配力を有し、これを行使しうる状況をいい、また、「主要な構成員」とは、当該団体の役職員又は構成員の過半数を占めているような場合をいう。

② 政治資金団体（政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党が政治資金団体となるべきものとして指定し、その旨を規正法第六条の二第二項前段の規定により総務大臣に届け出たもの）

2 用語の定義（規正法第四条）

(1) 収入とは

金銭、物品その他の財産上の利益の收受で、政治団体及び公職の候補者の政治資金の運用のために供与し、又は交付した金銭等の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等（いわゆる元本分）の收受以外のものをいう。

「財産上の利益」とは、金銭、物品に限らず、また有体物、無体物の如何は問わない。電気、熱、光等はもちろん、債務の免除、金銭、物品の無償貸与、労務の無償提供等も「財産上の利益」に該当する。例えば、事務所の利用について無償で提供を受けた場合、事務所の使用料について利益を得たことになるので、この利益相当分が収入となる。

「供与又は交付」とは、その区別はあまり明確ではないが、いざれも財産上の利益を相手方に提供附与する一切

の行為を指す。

「收受」とは、「供与又は交付」に対応する概念で、相手方の提供に對してこれを受け取ることをいう。

(2) **党費又は会費とは**

いかなる名称をもつてするを問わず、政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行としてその政治団体の構成員が負担するものをいう。

(3) **寄附とは**

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいう。なお、法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなされる（規正法第五条第一項）。

(4) **政治活動に関する寄附とは**

政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附をいう。

「公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附」とは、公職の候補者が特定の政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するような活動を行つたための資金としての寄附、これらの者が自らの選挙運動を行うための資金にあてるための寄附等をいう。

(5) **支出とは**

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、政治団体及び公職の候補者の政治資金の運用のための金銭等の当該運用に係る当該金銭等（いわゆる元本分）に相当する金銭等の供与又は交付以外のものをいう。

支出は、収入に対応する概念であるから、単に、金銭を消費したり、物品などの財物を他人に与える場合のみならず、債権の放棄等によって他人に利益を与えるものは、ここにいう「支出」となる。

3 政治団体の届出

(1) 政治団体の設立の届出について（規正法第六条）

① 届出事項は

政治団体を組織し、又は政治団体となつた旨、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域、その政治団体の代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行つべき者それぞれ一人の氏名、住所、生年月日及び選任年月日、当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨、支部の有無、租税特別措置法第四一条の一八第一項第三号又は第四号に該当する政治団体にあつては、その旨。

ただし、この届出に係る政治団体の名称は、後述4で告示された政党又は政治資金団体の名称及びこれらに類似する名称以外の名称でなければならない。

② 届出書の様式は

次のとおりである。

第5 政治資金の規正

政治 団 体 設 立 届					平成 年 月 日
総務大臣 殿 何(都道府県)選挙管理委員会					
政治団体の名称 事務所の所在地 代表者の氏名 印					
政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。					
記					
名 称	(ふりがな)		<input type="checkbox"/> 政 <input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部 <input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体 <input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体 の 支 部		
目 的	別紙のとおり	組織年月日	平成 年 月 日		
主たる事務所の所在地	(〒) (電話)				
主たる活動区域					
代 表 者	(ふりがな) (氏名)	(〒) (住所) (電話)	(生年月日)		(選任年月日)
会計責任者					
会計責任者の職務代行者					
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(備考)					
1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。					
2 「代表者の氏名」欄は、記名印押又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。					
3 「□」内には、該当するものに「√」を記入すること。					
4 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となつた日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体(以下「特定パーティー開催団体」という。)にあつては、政治団体とみなされることとなつた日を記載すること。					
5 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「東京都千代田区○○町1丁目1番1号○○会館○号室」というように詳細に記載すること。					
6 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば、「全国」、「九州各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内である政治団体にあつては、例えば、「甲県」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「東京都千代田区○○町1丁目1番1号○○会館○○の間」というように詳細に記載すること。					
7 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。					
8 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。					